

台風・豪雨の被害で

こんな制度が活用できます

10月20日に京都を襲った台風23号。多くの府民が甚大な被害を受けました。当面の生活や営業、生活再建に利用できる制度にはどのようなものがあるのか。京都府や国の制度のおもなものを紹介します。(2004年11月15日現在)

住宅の建て替え、補修、購入 2・8ページ

当面の生活支援 3・7ページ

教育への援助 3・8ページ

税の減免、納税猶予、手数料の減免 4・9ページ

中小企業への融資制度 5・10ページ

農林漁業者への助成・融資制度 6・10ページ

●いずれの制度も、くわしくは市町村・府の窓口にご相談下さい(連絡先は11ページ参照)。

◆被災した住宅の建替や補修、新たな購入に対し、補助または、融資する府の制度があります。新たに床上浸水も適用されます。

地域再建被災者住宅等支援補助金

対象者	・府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた方 ・同一市町村内で住宅を建替、購入又は補修して引き続き居住しようとする方			
対象経費	住宅の建替・購入・補修経費			
補助限度額	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損 床上浸水
	300万円	200万円	150万円	50万円
所得制限	なし			
特例措置	高齢者や障害者等で低所得世帯については、20万円までは自己負担なし			

※「被災者生活再建支援法」による支援

- ・全壊 → 200万円(住宅撤去費等)+100万円(家財等)
- ・大規模半壊 → 100万円(住宅撤去費等)
- ・所得制限 → あり(原則、年収500万円以下)

※「災害救助法」による半壊家屋の応急修理(51.9万円(現物支給))

○地域再建被災者住宅等融資

	建設資金融資	改良資金融資
対象者	府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者	
対象工事	府内での住宅建替・購入	住宅補修
利率	5年間無利子 6年目以降1.9% (既存3%)	5年間無利子 6年目以降1.9% (既存2.9%)
限度額	700万円	450万円
償還期間	25年以内(据置期間3年)	10年以内(据置期間3年)

◆被害を受けた低所得世帯に対し、生活支援のために府独自に無利子の貸付けを行なう制度があります。

内 容	生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金・福祉資金）	
区 分	現 行 制 度	緊 急 支 援 対 応
対 象 者	低所得世帯（世帯の収入が生活保護基準の 1.8 倍以内） 生活保護世帯	
貸 付 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金 1, 500千円 ・住宅資金 2, 000千円 ・福祉資金 500千円 	
利 率	3%	無利子 (最長償還期間)
償還期間 及び 据置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金 7年(1年) ・住宅資金 7年(3月) ・福祉資金 3年(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金 7年(2年) ・住宅資金 7年(2年) 同左
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金及び住宅資金については、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象世帯は対象外 	

※（ ）内は据置期間

※他に、母子家庭の母及び寡婦の方が利用可能な貸付制度や、無利子・無担保・無保証人の「年越し資金」の制度もあります。

◆府立学校に在学中、または、これから入学しようとしている被災者の方には、次のような府の減免の制度があります。

	対 象 者	減免額	減 免 期 間
授 業 料	住宅の全壊・半壊、床上浸水、一部損壊の被害を受けた世帯の生徒	全 額	16年度3学期分
入 学 料	住宅の全壊・半壊、床上浸水、一部損壊の被害を受けた世帯の生徒	全 額	16年度編・転入学分 17年度入学分
入学審査料	住宅の全壊・半壊、床上浸水、一部損壊の被害を受けた世帯の生徒（府立中学校を含む。）	全 額	17年度入学に係るもの

◆府税の減免や徴収猶予の制度があります。

税の種類	減免対象	減免の内容	備考
不動産取得税	不動産の取得後3ヶ月以内に災害にあった場合	被災の程度に応じた額(損害額)×税率	
	被災後3年以内に代替不動産を取得した場合	被災不動産の損害額×税率	※被災後2年を3年に延長
自動車取得税	被災後6ヶ月以内に代替自動車を購入した場合	被災自動車の被災直前の価格×税率	※制度を新設
自動車税	被災により修理を必要とする場合	修理が完了するまでの期間に応じた月額税額	※申請期間を被災後60日に延長
個人事業税	事業用資産の被害割合が1/10以上の場合	事業税額の1/10～全額	
	被災による傷病のため、事業を休止した場合	課税標準×事業を休止した月数/12	
納税全般	被災により徴収金を一時に納付できない場合	・1年以内の期間徴収猶予 ・猶予期間の延滞金の免除	

*個人府民税については、市町村民税の減免にあわせて減免（地方税法第45条）

◆被災のため紛失した各種証明書や免許状の再発行や登録の手数料を減免する府の制度があります。

項目	主なもの	件数	減免額	減免期間
① 主として個人に係る各種証明書等の再交付に係るもの	◆運転免許証再交付 ◆車庫証明再交付 ◆パスポート再交付 ◆府立病院診察券の再発行など	26	全額 (注)	原則 17年3月31日まで
② 主として事業活動の再開のため必要な手続き等に係るもの	◆飲食店の営業許可 ◆看護師免状再交付 ◆漁船申請登録 など	131	全額	原則 17年3月31日まで
③ 建築物の復旧に必要なもの	◆建築確認申請 など	5	全額	被災日から 6カ月以内に申請
④ その他	◆各種証明事務 ◆府営住宅使用料 など	6	全額	原則 17年3月31日まで

注) パスポートの再交付の減免は、京都府収入証紙分に限る

◆中小企業者が、災害復旧するために必要な運転資金・設備資金を、低利・固定・長期に融資する制度があります。

『台風第23号非常時緊急融資』

本融資活用のメリット

- ▷ 金利は年1.0%の固定、融資期間は10年（うち据置期間2年）という府制度融資の中でも非常（最高）に有利な融資条件となっており、借入時の負担や月々の返済額の軽減を図ることが可能。 ◆ 制度融資等の借換が可能
- ▷ 特に経営基盤の脆弱な小規模企業者に対しては、「小規模企業おうえん融資」等の利用状況にかかわらず、新たに無担保・無保証人で1,000万円の利用が可能（ただし、無担保保証枠8,000万円の範囲内）
- ▷ セーフティネット保証の適用を受ける特定中小企業者の方は、一般の保証枠が既に一杯となっている場合も、別枠で利用が可能。

融資概要

◎ 融資対象要件 台風23号に係る市町村長が発行する被災証明を受けた方

◎ 融資条件

資金区分	小規模企業者向け ＜無担保・無保証人＞	中小企業者・組合向け ＜無担保＞
資金用途	運転資金、設備資金	
融資期間等	10年以内の均等月賦返済、必要に応じ2年以内の据置可	
融資利率	年1.0%（固定金利）	
融資限度額	1,000万円 ※セーフティネット保証の適用を受ける場合は、別枠での利用可	8,000万円
担保・保証人	保証協会の保証が必要 保証協会に対しては、無担保・無保証人（法人代表者の連帯保証も不要）	保証協会の保証が必要 保証協会に対しては、保証人が必要
実施期間	平成17年3月末まで	

※信用保証料は、0.9%に引き下げて実施

◆農林水産業の被害にに対して、緊急の助成制度があります

農林水産施設等災害復興事業

①農業用共同利用施設等の災害復旧

被災したパイプハウス、農業用共同利用施設等の復旧に対する助成

②担い手養成実践農場の災害復旧

被災を受けた担い手養成実践農場の研修用施設(パイプハウス)及び農地の再生に対する助成

③畜産共同利用施設の災害復旧

堆肥舎等畜産農家が利用する共同利用施設の復旧に対する助成

④水産共同利用施設の災害復旧

漁業者が利用する共同利用施設(荷捌き所等)の復旧に対する助成

⑤黒大豆・小豆の種子確保対策

黒大豆及び小豆の種子生産ほ場が大きな被害を受けたため、種子として利用可能な一般生産物を「転用種子」として確保するための再調製経費等への助成

◆農林漁業者の方に対して、被災した施設や機器の修理、新規購入の費用、運転資金を融資する府の制度があります。

	農業近代化資金	農業経営維持安定資金(災害等資金)	漁業災害復旧資金の創設
対 象	主として農業を営む者等		漁業者、漁協等
資金用途	設備資金等	経営再建費 収入減補てん費	設備資金 運転資金
貸付 限度額	個人 1,800万円 法人等 2億円	個人 200万円 法人 1,000万円	設備資金 1億円 運転資金 2,000万円
償還期間 (うち据置期間)	15年以内 (据置期間7年以内)	5年以内 (据置期間3年以内)	設備 15年以内 運転 5年以内 (据置期間2年)
貸付利率	無 利 子 (5年間)		
	(現行利率 1.8%)	(現行利率 0.8%)	(※基準金利 3.05%)
融 資 枠	5億円	5億円	3億円
融資機関	農業協同組合	農林漁業金融公庫	京都府信用漁業協同組合
備 考	・府・市町村がそれぞれ利子を1/2ずつ負担する。		・基準金利を府・市町村がそれぞれ利子を1/2ずつ負担する。

こんな時どうする

災害救済の国の諸制度は



● 当面の生活支援 ●

被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法にもとづき最高300万円まで支給する制度です。

支援対象は、住宅が全壊した世帯、半壊して倒壊防止などのやむを得ない理由で解体した世帯、災害が継続して長期にわたり居住が不可能な状態が続くと見込まれる世帯（三宅島噴火災害など）、半壊して大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）です。台風や豪雨による床上浸水で被害を受けた住宅も対象とする通達（10月28日付）がでています。世帯の収入、構成によって支給対象が限られています。

全壊の場合、生活必需品や医療費などの生活関係経費として100万円、住宅の解体・撤去・整地費など居住関係経費として200万円まで支給されます。大規模半壊世帯には生活関係経費は支給されません。

市町村の窓口申請します。

災害弔慰金、災害障害見舞金

災害で亡くなったり、重度の障害にあった人にたいし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」にもとづき、災害弔慰金、災害障害見舞金が支給されます。申請は、市町村の窓口へ。

【災害弔慰金】

配偶者、子、父母、孫、祖父母が亡くなった場合、最高で500万円が支給されます。

【災害障害見舞金】

災害により重度の障害を受けた人にたいして、最高で250万円の見舞金が支給されます。

生活福祉資金の災害援護資金

通常は低所得世帯を対象とした制度で、災害を受けたことによる困難から当面の生活維持に必要な経費として、150万円を限度に貸し付けが受けられます。利率は年3%（県独自に利子補給を行っている場合もあります）。

据え置き期間1年、償還期間7年以内。申込受付窓口は、民生委員を通じて市町村の社会福祉協議会。

生活福祉資金の更生資金

生活が困難な場合、生業を営むのに必要な経費として、280万円を限度に貸し付けを受けられます。利率、据え置き期間、償還期間、窓口は災害援護資金と同じ。

住宅の建て替え、補修など

住宅の応急修理

災害救助法にもとづき、住宅に被害を受け、みずからの資力で応急処理をすることができない場合、居室、炊事場、トイレなど日常生活に最小限度必要な部分について、一世帯あたり51万9千円以内で地方自治体が応急修理をします。期間は1カ月以内（実情により延長等が可能）で、申し込みは市町村の窓口。

災害復興住宅資金の貸付

住宅金融公庫が融資対象地域に指定した地域で、建設・新築・中古購入の場合は住宅に5割以上の被害を受けた人、補修の場合は住宅に10万円以上の被害を受けた人は、融資を受けることができます。

限度額は建設の場合、木造で1,100万円、補修の場合、木造で590万円、新たに宅地を取得する場合、建設資金の融資を合わせて770万円。整地のための380万円を限度とする融資もあります。利率年1.9%、償還期間は最長で35年。申し込みは、住宅金融公庫か公庫委託の金融機関。

災害援護資金の貸付

対象は、災害で負傷したり、住居、家財に被害を受けた人で、前年の所得が市町村民税の課税標準で730万円（4人世帯）未満、住居が滅失した場合は1,270万円未満の世帯。

貸付限度額は350万円。利率年3%、据え置き期間3年、償還期間10年（据え置き期間含む）。申し込みは市町村の窓口。

危険な擁壁など修復資金貸付

災害防止のための改善勧告を受けている場合、危険個所の修復のために住宅金融公庫の宅地防災資金を借りることができます。

限度額は、工事に必要な費用の9割もしくは1,030万円のいずれか低い方の金額。利率年2.7%、償還期間15年以内。

教育への援助

【授業料減免・補助】

被災世帯の高校生の授業料免除については、公立は各自自治体で定めていますので、学校を通じて教育委員会に相談します。私立の場合は直接学校と相談します。

【修学費、就学支度金の貸付】

生活福祉資金の貸付制度のひとつ（無利子）。高校、高専、短大、大学生が対象。入学の際、または月々貸し付けられます。

【日本学生支援機構の災害採用】

通常の採用時以外でも、災害など緊急の場合には適時採用を行います。その際、学力基準、家計基準などは通常より緩和されます。申し込みは、大学の学生課などを通じて機構に。

【就学援助制度】

小・中学生のいる家庭が対象です。市町村に問い合わせを。

税の減免、納税猶予

災害によって住宅や家財に被害を受けたとき、損害額の程度によって、所得税や地方税の減免を受けることができます。

【所得税の減免】

二つの方法がありますので、専門家などとも相談し、有利な方を選びます。

(1) 災害減免法

住宅や家財の2分の1以上の損害を受け、かつ、その年の所得金額が1,000万円以下の人を対象です。その年の所得が500万円以下の場合には所得税全額が免除となります。その他、所得によって4分の1まで軽減されます。被災した年のみの制度です。

(2) 雑損控除

生活に通常必要な資産で災害などで損失した場合、定められた計算方法で所得額から控除され所得税の計算がされます。この制度を受けるためには、災害に関連したやむを得ない支出金額について、領収書や明細書などが必要です。

損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない場合は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。

【地方税の減免】

住民税、固定資産税、事業税、自動車税などの地方税の減免制度は、それぞれの自治体の条例によります。各都道府県、市町村の担当窓口にご相談してください。

【納税の猶予】

災害などにより相当の損失を受けた場合、所得税の場合は税務署長に申請することによって、納税期限から1年以内で納税の猶予を受けることができます。

地方税の場合は、それぞれの自治体に相談してください。

【国保税の減免】

医療費の支払いに困ったとき、及び保険料の支払いが困難なときは、国民健康保険法による保険料や医療費の窓口負担の減免制度があります。市町村に相談してください。

中小企業への融資制度

中小企業にたいする融資については、政府系金融機関が災害復旧貸付制度を設けています。

【中小企業金融公庫】

他の貸し付けとは別枠で、直接貸し付けが1億5,000万円まで。利率年1.7%、据え置き期間2年、償還期間10年（据え置き期間を含む）。

【国民生活金融公庫】

他の貸し付けとは別枠で、直接貸し付けが3,000万円まで。利率などは中小企業金融公庫と同じ。

【商工組合中央金庫】

他の貸し付けとは別枠で、直接貸し付けが組合に200億円まで、組合員に20億円まで。利率年1.7%、据え置き期間3年、償還期間10年（据え置き期間を含む）。

被災農家への融資制度

肥料や種もみを買うなどの経営資金や生活資金のための国の融資制度としては、「天災融資法」にもとづく制度があります。

【天災資金】

「天災融資法」が発動され、減収量が3割以上で、かつ、損失額が1割以上の農家が対象で、限度額は200万円。認定は市町村がおこない、被害程度などに応じて、6.5%、5.5%、3%（いずれも以内）と年利率が決められています。償還期間は3年から6年。

【農業経営維持安定資金・林業経営安定資金】

災害にともなって資金を必要とする農業者、林業者等への貸付制度。限度額は200万円、利率年0.8%から1.8%（償還期間に応じて）、所得制限などはありません。申し込みは市町村の担当窓口。

市役所・町役場の連絡先

京丹後市	市役所	0772-69-0001
宮津市	市役所	0772-22-2121
岩滝町	町役場	0772-46-3001
加悦町	町役場	0772-43-1511
伊根町	町役場	0772-32-0501
舞鶴市	町役場	0773-62-2300
福知山市	市役所	0773-22-6111
大江町	町役場	0773-56-1101
夜久野町	町役場	0773-37-1101
三和町	町役場	0773-58-3001
瑞穂町	町役場	0771-86-0150
和知町	町役場	0771-84-0200
美山町	町役場	0771-75-0310
京北町	町役場	0771-52-0300
日吉町	町役場	0771-72-1160
園部町	町役場	0771-62-0550
八木町	町役場	0771-42-2300
亀岡市	市役所	0771-22-3131
綾部市	市役所	0773-42-3280
丹波町	町役場	0771-82-0200

京都府の相談窓口

● 経営相談窓口は ●

中小企業総合センター 融資相談課	下京区中堂寺南町134 (七本松通五条下ル京都府産業プラザ内)	075-315-8621
山城広域振興局商工観光室	宇治市宇治若森7の6	0774-21-2103
南丹広域振興局商工観光室	亀岡市荒塚町1丁目4番1号	0771-23-4438
中丹広域振興局商工観光室	舞鶴市字浜2020	0773-62-2506
丹後広域振興局商工観光室	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4304
織物・機械金属振興センター経営課	京丹後市峰山町丹波139の1	0772-62-7400

● 税金相談の窓口は ●

丹後広域振興局税務室	京丹後市峰山町丹波855	電話 :0772-62-4303、 FAX :0772-62-5894
中丹広域振興局税務室	舞鶴市字浜2020	電話 :0773-62-2502、 FAX :0773-63-8495
中丹広域振興局中丹西府税出張所	福知山市篠尾新町1丁目91	電話 :0773-22-3904、 FAX :0773-23-8242
南丹広域振興局税務室	亀岡市荒塚町1丁目4-1	電話 :0771-22-0330、 FAX :0771-24-4683

日本共産党は、みなさんと力をあわせ、台風災害の復旧・支援の活動に全力をあげています。

台風が通過した翌朝から日本共産党府会議員団は、現地に駆けつけ被害の状況を調査。切実な要望にもとづき、三度、京都府に申し入れ。災害からの一日も早い復旧のための約300億円の府補正予算に道を開きました。



被災直後、大江町役場を訪問、激励する、党府会議員団とこくた恵二衆院議員、吉田さゆみ衆院5区予定候補



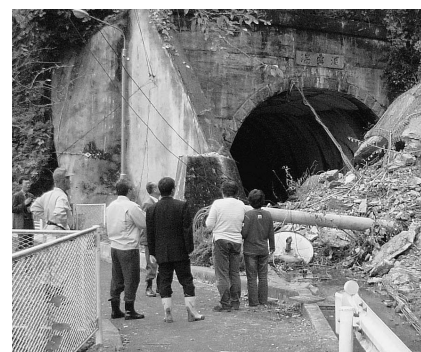
園部町内の陥没道路（10月24日）



宮津市の家屋全壊現場（10月21日）



舞鶴市の土砂に埋まった家屋（10月22日）



美山町の大野トンネル入口土砂崩れ（10月24日）

お困りのことがありましたら、お近くの日本共産党議員、または、下記事務所まで、気軽にご相談ください。

口丹地区委員会 〒621-0013 亀岡市大井町並河2-29-13 0771-24-1001

中丹地区委員会 〒620-0875 福知山市蛇ヶ端2374-4 0773-22-5506

舞鶴地区委員会 〒625-0036 舞鶴市浜756-2 0773-65-4050

与謝地区委員会 〒626-0028 宮津市大久保町235-1 0772-22-5137

丹後地区委員会 〒627-0004 中郡峰山町荒山151-1 0772-62-1159